



欧州デジタルサービス法について —法律の概要と域外適用の基準

1. デジタルサービス法とは
2. 各種サービス提供者の義務
3. 罰則
4. 域外適用について

弁護士 宮代 瑛子

2024年2月にデジタルサービス法(Digital Services Act¹、以下「デジタルサービス法」)が全面的に施行されてから半年以上が経過し、SHEINやTemu等の企業が新たに超大規模オンライン・プラットフォームに指定されたこと²等により、同法が注目を集めています。

¹ Regulation (EU) 2022/2065 of the European Parliament and of the Council of 19 October 2022 on a Single Market For Digital Services and amending Directive 2000/31/EC (Digital Services Act) (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32022R2065>).

² SHEIN が超大規模オンラインプラットフォームに指定されたことにつき、European Commission, “Commission designates Shein as Very Large Online Platform under the Digital Services Act”(https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_24_232_6). Temu が同様に指定されたことにつき、European Commission, “Commission designates Temu as Very Large Online Platform under the Digital Services Act”(https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_24_3047).

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2025

デジタルサービス法とはどのような法律であり、どのような場合に EU 圏内に拠点を有しない企業にも適用されるのでしょうか。同法の構造や各事業者に課される義務・罰則の内容を確認した上で、今日までに明らかになっている域外適用の基準を解説します。

1. デジタルサービス法とは

(1) デジタルサービス法の概要

デジタルサービス法とは、オンラインでの違法・有害な活動や偽情報の拡散を防止することを目的として、通販サイトやソーシャルネットワークをはじめとするオンライン上の仲介サービスの活動を規制する法律です³。同法は、2022年10月に欧州委員会により採択され、超大規模プラットフォーム及び超大規模検索エンジンへの先行適用等を経て2024年2月に全面的に施行されるに至りました⁴。

(2) デジタルサービス法の構造

同法は、全ての「仲介サービス(intermediary services)」（後述）を規制していますが、仲介サービスの中でもサービスの種類や規模によって行為の影響等が異なることから、サービスの種類や規模に応じて、段階的に、厳格度の異なるルールを課しています。具体的には、仲介サービスの中でも、「ホスティング・サービス」にはより厳格な規定が、その中でも「オンライン・プラットフォーム」に該当するサービスにはさらに厳格な規定が、そして超大規模オンライン・プラットフォーム(Very Large Online Platforms、以下「VLOP」)及び超大規模検索エンジン(Very Large Online Search Engines、以下「VLOSE」)には最も厳格な規定が適用されるという構造になっています。

(3) 各種サービスの定義

デジタルサービス法上、各種サービスは以下のとおり定義されています。

- 仲介サービス(3条(g))：「単なる伝達サービス」、「キャッシング・サービス」又は「ホスティング・サービス」のいずれかに該当するサービス
 - 単なる伝達サービス(mere conduit services)(3条(g)(i))：サービス利用者により提供された情報を通信ネットワーク上で伝送し、又は通信ネットワークへのアクセスを提供するサービス
 - キャッシング・サービス(3条(g)(ii))：サービス利用者により提供された情報を、自動的・中間的・一時的に保存しながら通信ネットワーク上で伝送するサービス。情報の保存は、サービス利用者の要求に応じて行われる他のサービス利用者への情報の伝送をより効率的に行う目的でのみ行われる
 - ホスティング・サービス(3条(g)(iii))：サービス利用者により提供された情報をサービス利用者の要求に応じて保存するサービス
 - オンライン・プラットフォーム(3条(i))：ホスティング・サービスのうち、サービス利用者の要求に応じて情報を保存し、一般に公開するサービス⁵

³ European Commission, “The Digital Services Act - Ensuring a safe and accountable online environment” (https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/digital-services-act_en). なお、より根本的な法律の目的としては、人権が保護され、かつ、イノベーションを促進するような安全で予測可能で信頼できるオンライン環境を構築することにより、仲介サービス市場が適切に機能することに貢献することが挙げられています(デジタルサービス法1条1項)。

⁴ 同上

⁵ ただし、当該情報の保存や公開が他のサービスに付随する副次的な活動として行われ、又は主たるサービスの副次的機能である場合において、当該他の(主な)サービスなしでは使用することが(客観

2. 各種サービス提供者の義務

デジタルサービス法の下で各種サービス提供者が負う義務は、以下のとおりです。
(※全ての義務を列挙するものではありません。)

仲介サービス提供者一般に課される義務	
11条、12条	当局及びサービス利用者との連絡の際の窓口の指定
13条	法定代理人の指定
14条	サービス利用者により提供された情報の取扱い等に関する事項をサービス利用規約に理解し易い形で記載すること
15条	コンテンツの監視に関する最低年1回の報告(透明性に関する報告書の作成・公表義務)
(オンライン・プラットフォーム提供者を含む)ホスティング・サービス提供者に課される義務	
16条	違法コンテンツに関する通報の仕組みの確立
17条	違法行為や規約違反の行為に基づきサービス利用者によるサービスの利用を制限する場合の理由の提示
18条	生命や安全を脅かす刑法犯の疑いのある行為についての当局への通報
オンライン・プラットフォーム提供者(一定の小規模企業を除く ⁶)に課される義務	
20条	オンライン・プラットフォーム提供者による対応等に対する苦情を処理する内部苦情処理システムの確立
21条	裁判外紛争解決機関による紛争解決手続きへのアクセス可能性の確保
22条	信用性のある通報者による通報の優先的処理とこれに付随する通報者のステータスの管理
23条	サービスの悪用・乱用を防止するための措置の実施
24条1項	裁判外紛争解決機関に提出された紛争の件数・結果等の記載や、悪用・乱用防止措置の件数や結果等の記載等を含む報告(仲介サービス提供者一般に求められる報告(上記15条の報告)よりも詳細な報告として)
24条2項	最低6か月に一度のアクティブユーザー数(EU圏内)の月間平均値の報告
25条	サービス利用者が情報に基づいて自由な選択を行えるようなインターフェースの設計
26条	サービス上に表示される広告の存在・性質・名義・出資者等の情報がサービス利用者には伝わるような方法の確立
27条	レコメンデーション機能に関する(利用規約における)説明
28条	未成年者保護のための措置の実施

的・技術的に)できず、かつそのような副次的・付随的機能の他のサービスへの統合がデジタルサービス法の適用を回避するための手段として行われたものではない場合には、オンライン・プラットフォームの定義に該当しないこととされています(3条(i))。

⁶ 従業員数50名未満かつ年間総売上高又は貸借対照表の額が1,000万ユーロ未満の小規模企業(small enterprises)、及び従業員数10名未満かつ年間総売上高又は貸借対照表の額が200万ユーロ未満の零細企業(micro enterprises)については、当該企業が後述の超大規模オンライン・プラットフォーム(VLOP)に該当しない限り、オンライン・プラットフォーム向けの追加規定は適用されません(19条)。ただし、24条3項(当局からの要求に基づく月間平均サービス利用者数の報告)については適用があります(同条1項)。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただけますようお願い申し上げます。

3. 罰則

罰則は各加盟国が定めることとされています(52条1項)、罰金の一般的な上限は加盟国共通で定められています。

情報提供に関する義務違反(誤った情報の提供等)を除く一般的な義務違反については、当該仲介業者の前会計年度の全世界年間総売上高の6%(同条3項)という高い上限が定められているため、注意が必要です(なお、一般的な義務違反については1%(同項)とされています)。また、違反状態の解消を遅滞した場合、1日ごとに、前会計年度の年間収益又は全世界年間総売上高の5%の罰金が科されます(52条4項)。

4. 域外適用について

(1) 域外適用の有無の判断基準

デジタルサービス法は、規則の実効性及び市場での公正な競争を確保する観点から域外適用を規定しており、仲介サービス提供者は、EU圏内で「サービスを提供」する限り、EU圏内の拠点の有無にかかわらず同法の適用を受けます(前文7条)。EU圏内でのサービスの提供の有無は、EUとの実質的な繋がり(substantial connection)の有無により判断されるものとされています(3条(d))。

実質的な繋がり有無は、EU圏内に拠点が無い場合には、①一又は二以上のEU加盟国において、全人口との関係において、相当数のサービス利用者が存在するか、②一又は二以上のEU加盟国を対象として活動を行っているかにより判断されるものとされています(同条(e))。このうち、②については、(i)加盟国で一般的に用いられている言語や通貨がサービス上使用されているか、(ii)加盟国において商品やサービスが注文できるか、(iii)ウェブサイト等に加盟国に関連するトップレベルドメイン(.de、.fr等)が用いられているかといった要素により判断が左右されます。また、(iv)加盟国のアプリケーションストアにおけるアプリケーションの提供の有無、(v)加盟国現地での広告や加盟国で使用される言語での広告の提供の有無、(vi)顧客サービスが加盟国で使用される言語で提供されているかといった顧客管理の観点も考慮されます(前文8条)⁷。一方で、単にEU圏内から当該サービスのウェブサイトアクセスできるという事実のみをもって実質的な繋がり肯定されるものではありません(前文8条)。

(2) 域外適用を受ける場合の注意点

域外適用の対象となる事業者は、自らがサービスを提供する加盟国のいずれかにおいて、関係当局とやりとりを行うべき代理人(legal representative)を指名し、関係当局への協力を適時かつ効率的に行うために必要な権限及び資源を与えなければなりません(13条1項、2項)。なお、当該代理人は、同法の不遵守につき責任を負い得るものとされています(同条3項)。

また、域外適用の対象となる事業者は、自らが該当するサービスの種類に応じて、上記のとおり、利用規約の記載や通報システムの確立に関する対応や、EU圏内のアクティブユーザー数の報告、透明性に関する報告書の作成・公表等、様々な義務を負うこととなります。域外適用の実例

⁷ 上記のほか、加盟国内において商業活動若しくは職業活動を行う者又はその他の手段により加盟国に向けて商業活動若しくは職業活動を行う者との間で、商業活動若しくは職業活動の範囲内の事項について契約が締結された場合、実質的な繋がり肯定される方向に働くこととされています(デジタルサービス法前文8条、民事及び商事事件における裁判管轄及び判決の承認・執行に関する2012年12月12日の欧州議会及び理事会規則(EU)No 1215/2012 (Regulation (EU) No 1215/2012 of the European Parliament and of the Council of 12 December 2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters: <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02012R1215-20150226>) 17条1項(c))。

等についてはまだ十分な情報がありませんが、冒頭の SHEIN や Temu のように欧州発祥ではないビジネスの事業者についても、VLOP の指定等がされるケースが出てきています。そのため、EU 圏内に対してサービスを提供する事業者においては、デジタルサービス法の規定内容や各種サービス提供者への該当性を把握した上で対応の要否を判断し、欧州委員会により今後公開される予定のガイドライン⁸等の内容等も参照しながら対策等を検討することが求められるものと考えられます。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
(<https://uryuitoga.com/form>)

以上

⁸ 欧州委員会は、例えば、未成年者保護に関するガイドラインを 2025 年に発表する予定であり、現在ワークショップ等を通じて情報収集を行っている旨を公表しています (<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/commission-gathers-good-practices-combat-online-harm-minors>)。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。